

令和3年6月18日

公益社団法人 神奈川県環境保全協議会 御中

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置に係る協力をお願いについて

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年6月17日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置が令和3年7月11日まで延長されました。それを受け、令和3年6月18日に県対策本部会議を開催し、6月21日から対象区域を横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市とし、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改定しました。

措置区域内の飲食店等に対しては引き続き、法第31条の6第1項に基づき、5時から20時までの営業時間短縮(カラオケ設備の提供は終日停止)、酒類を提供する場合は、11時から19時まで(ただし、滞在時間は90分以内、利用人数は1組4名以内、感染防止対策基本4項目(※)の遵守を条件)とするよう要請を行います。

その他区域の飲食店等に対しては、7月11日までの間、法第24条9項に基づき、5時から21時までの営業時間短縮(カラオケ設備の提供は終日停止)、酒類を提供する場合は11時から20時まで(ただし、滞在時間は90分以内、利用人数は1組4名以内、感染防止対策基本4項目(※)の遵守を条件)とするようお願いします。

その他、別紙のとおりお願いさせていただきます。

(※) 「アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用の推奨」、「換気の徹底」

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 神奈川県実施方針
- 3 (別紙)事業者の皆様へ

問合せ先

環境農政局総務室

総務グループ 明 裕敏

045-210-4021 (内線 4019)